

議案第 17 号

清水町季節労働者生活資金貸付条例を廃止する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町季節労働者生活資金貸付条例を廃止する条例

清水町季節労働者生活資金貸付条例（昭和 52 年清水町条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。